

2022年3月31日

当社の取締役会の実効性に関する評価結果の概要

NISSHA 株式会社

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、年に一度、取締役会の実効性を評価しています。この度、2021年度の実効性を評価しましたので、その概要について開示します。

1. 評価の方法

当社の取締役会の実効性を評価するため、取締役(社内5名、社外4名)および監査役(社内2名、社外2名)に対してアンケートを実施しました。7回目の実効性評価となる今回も、アンケートの設計およびその結果分析において第三者である外部アドバイザーを活用することにより、評価の客観性を確保しました。アンケートの設問は、昨年度(2020年度)の実効性評価から導出された課題の進捗、取締役会の構成や運営、取締役・監査役の支援体制のほか、当社の取締役会が果たすべき役割、その他で構成しました。

<アンケートの設問>

(1) 昨年度(2020年度)課題の進捗

- ① 取締役会におけるサステナビリティ(マテリアリティや環境・社会の取り組み)に関する議論の強化
- ② グループ会社(特に海外子会社や買収した子会社)の管理・監督の検証
- ③ 取締役会での資料や説明のさらなる工夫(説明力の強化)

(2) 取締役会の構成・運営、取締役・監査役の支援体制

(3) 当社の取締役会が果たすべき役割

- ① 経営環境や事業ポートフォリオを考慮した経営戦略や経営計画などの議論
- ② 執行側が適切にリスクテイクできる環境の整備、必要に応じた権限の移譲
- ③ 執行側に対する実効性の高い監督
- ④ グループ全体の内部統制やリスク管理体制の整備・運用の監督
- ⑤ 株主・投資家との建設的な対話に関する取り組みの監督

(4) その他

- ① 取締役と監査役の連携、内部監査部門の活用
- ② 社外取締役のみの会議、社外取締役の機能発揮

2. 分析結果および評価の概要

アンケートの集計およびその分析結果は2022年2月度の取締役会の報告事項として取り上げられ、取締役会の実効性をより一層高めていくために建設的な議論が行われました。これらの内容を踏まえ、当社の取締役会は適切に機能しており、その実効性が確保されていると総括しました。

(1) 昨年度(2020年度)課題の進捗

- ・ 抽出された課題すべてについて、かなりの程度改善されていると評価する。
- ・ 特にサステナビリティ(マテリアリティや環境・社会の取り組み)については、経営上の重要課題として明確に意識されるようになり、議論が大きく深まっている。

(2) 取締役会の構成・運営、取締役・監査役の支援体制について

- ・ 取締役会は、知見・経験・能力・専門性、ジェンダー等の視点からダイバーシティのある人材で構成されている。さらに今後の中長期的な経営戦略に照らしてスキルマトリックスが議論されており、当社取締役会に必要なスキル(経験・知見・能力)を具備すべくアクションを取っている。また、社内・社外の比率も適切である。
- ・ 取締役会が形式的ではなく、自由な発言環境にあることが当社が一番の強みである。
- ・ 議長は、取締役会議長と社長・最高経営責任者という執行側トップの立場の使い分けを強く意識し、適切な使い分けをしている。議長の立場から自由闊達な意見が出ることを促し、執行側の説明不足な点に対しては質問をするなど、執行と監督の線引きを常に意識していることが伝わってくる。

(3) 当社の取締役会が果たすべき役割、その他

- ・ 第7次中期経営計画2年目のローリングプランの策定に向けた中間レビュー(ローリングプランに入る前の予備知識)、オフサイトでの自由闊達な意見交換(ブートキャンプ)を経て、ローリングプラン全体の決定に至る流れは、全体観や戦略的位置づけが理解しやすいように工夫されている、また議論も充実している。
- ・ 当社の取締役会は外形のみを整えるものではなく、実際の議論において、社内・社外それぞれの立場から問題意識を持ち意見を交換できる雰囲気がある。そうした風土や文化の醸成は定量化しづらいが、取締役会の実効性と深く関係していると考えられる。
- ・ 代表取締役社長をはじめとする執行側は株主や投資家との対話を重視し、積極的にIR・SR活動を展開している。また、その中で得られた株主や投資家からの意見は、取締役会に適切に報告されており、必要な事項は経営に反映している。
- ・ 監査役会設置会社である当社における社外取締役の役割は、経営の監督とともに執行に対する助言も重要な機能である。当社の社外取締役は、独立した立場で、ステークホルダーの意見を意識しながら、それぞれの経験に基づいて自由闊達に発言し、期待される役割を果たしている。

3. 今後の課題および改善に向けた取り組み

一方、今回の分析結果から、以下のような課題を認識しています。当社は、これらの課題への施策を通じて、取締役会およびコーポレートガバナンスの実効性のさらなる向上に努めます。

(1) 取締役会と監査役会の連携、内部監査部門の活用

- ・ 監査役が取締役会に対して、職務執行の状況や監査の過程で得られた知見・情報等をより積極的に共

有を図ることは有意義である。社内取締役と常勤監査役は、2021 年度よりその全員で構成する定期的な情報交換会を行い、連携を深めるとともに課題認識を共有している。今後は、その概要を取締役会に対して情報共有・提言し、取締役会と監査役会が認識を合わせてリスク管理に取り組んでいく必要がある。

- ・ 一方、内部監査部門は取締役会への報告が必ずしも十分でなく、今後は、社内取締役・常勤監査役との連携を深めるとともに、取締役会への報告を充実させる必要がある。

(2) グローバルガバナンスのさらなる改善

- ・ 当社グループ全体のリスク管理体制については整備・運用が進んでおり、取締役会は適切に監督を行っている。一方で、グローバルガバナンスは重要な課題であり、継続的に目配りしていく必要がある。
- ・ また、世界の主要 3 地域に設置した **Regional Collaboration Committee (RCC)** を通じて、海外子会社間の横の連携を強めると同時に、縦軸においては 3 ディフェンスを意識した内部統制をさらに浸透させ、盤石にしていく必要がある。

以上